

租税の徴収額に過不足

1 件 不当金額(収入) 2億6673万円  
(前年度 1件 4億8788万円)

1 租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手續、納付の手續等が定められている。

平成29年度に国が徴収決定した各税の総額は75兆6561億円で、このうち源泉所得税及復興特別所得税、申告所得税及復興特別所得税(申告所得税)、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の87.6%を占めている。

2 検査の結果

38税務署において、納税者58人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が60事項計2億6273万円(25年度～29年度)不足していたり、1事項400万円(27年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

税目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
申告所得税	17	3473万	-	-
法人税	24	1億2629万	1	△ 400万
相続税・贈与税	5	3877万	-	-
消費税	11	5486万	-	-
復興特別法人税	3	806万	-	-
計	60	2億6273万	1	△ 400万

(注) 復興特別法人税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づくものであり、原則として、24年4月1日から26年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度において、法人税額の10%相当額を課税するもの

上記のうち、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1) 申告所得税

徴収不足になっていた17事項の内訳は、不動産所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が4事項及びその他に関する事態が6事項である。

(2) 法人税

徴収不足又は徴収過大になっていた25事項の内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が9事項、法人税額の特別控除に関する事態が8事項及びその他に関する事態が8事項である。

<事例> 非支配目的株式等に係る配当等の額を其他株式等に係る配当等の額としていたため受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

A会社は、27年4月から28年3月までの事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人の株式のうち8法人の株式を其他株式等に該当するとして、受取配当等の益金不算入の対象となる金額を、配当等の額の50/100相当額3232万円としていた。

しかし、A会社は、当該8法人のいずれについても発行済株式総数の5/100以下に相当する数の株式を配当等の額の支払に係る基準日において有していたことから、当該8法人の株式は、非支配目的株式等に該当していた。そのため、受取配当等の益金不算入の対象となる金額は、配当等の額の20/100相当額1292万円となり、上記の金額との差額1939万円が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額351万円が徴収不足になっていた。

(3) 相続税・贈与税

徴収不足になっていた5事項の内訳は、相続税については税額控除に関する事態が1事項及び贈与税については有価証券の価額に関する事態が4事項である。

(4) 消費税

徴収不足になっていた11事項の内訳は、納税義務の免除に関する事態が4事項、課税売上高の計上に関する事態が2事項及びその他に関する事態が5事項である。

国税局	税務署数	申告所得税		法人税		相続税 贈与税		消費税		復興特別法人税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)
仙台国税局	3	1	円 136万 -	2	円 763万 -	-	-	1	円 266万 -	-	-	4	円 1165万 -
関東信越 国税局	5	2	165万 -	3	620万 -	1	120万 -	2	282万 -	-	-	8	1188万 -
東京国税局	21	13	2330万 -	13	9435万 -	2	283万 -	7	4555万 -	2	754万 -	37	1億7358万 -
名古屋 国税局	3	1	841万 -	1	1051万 -	2	3474万 -	-	-	1	52万 -	5	5420万 -
大阪国税局	1	-	- -	1	55万 -	-	-	-	-	-	-	1	55万 -
高松国税局	1	-	- -	1	98万 -	-	-	-	-	-	-	1	98万 -
福岡国税局	1	-	- -	1	271万 -	-	-	-	-	-	-	1	271万 -
熊本国税局	3	-	- -	2	334万 -	-	-	1	381万 -	-	-	3	715万 -
		-	- -	1	△ 400万 -	-	-	-	-	-	-	1	△ 400万 -
計	38	17	3473万 -	24	1億2629万 △ 400万	5	3877万 -	11	5486万 -	3	806万 -	60	2億6273万 △ 400万